

架空・不当請求

Q スマートフォンで無料アダルトサイトにアクセスし、年齢を問われたので「18歳以上」を選択したところ有料会員登録が完了したと9万9千円を請求する画面が表示された。慌てて退会メールを送ったところ「エラーで受け付けられない、電話をするように」と事業者の電話番号が表示された。電話をかけたところ、支払い義務があると脅された。どうすればいいか。



(10歳代男性)

A 契約が成立しているとは言えないため、支払う必要はありません。慌てて連絡することは、電話番号などの自分の個人情報や相手に伝えることになるため、請求元には一切連絡せず、徹底的に無視することが大切です。連絡してしまった場合は、着信拒否設定をするとともに、メールアドレスや電話番号の変更を検討しましょう。その他、困った時は、消費生活センターにご相談ください。

松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。

月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

問合せ：教育文化振興課 ☎ 990-9011 / 企画財政課 ☎ 991-1815

今月は「松伏町小・中学校人権作文集－第21集－」の作品の中から、小学校2年生の作品を紹介します。

人権 それは 愛

なかなかおりしなくてごめんなさい

わたしは、一年生のとき、なかよしのおともだちとせきがとなりになりました。はじめは、なかよくしていましたが、すこしたってから、けんかをしてしまいました。あやまりたかったけれど、その日は、あやまれませんでした。つぎの日も

「ごめんね。」

と、言わずにかえてしまいました。まい日二人ともおこっていて、たのしくないまい日でした。

(ずっとけんかしてはつまらないな。また、いっしょにあそびたいな。)と、おもいました。

つぎの日、学校についたとき、せきについてすぐに、

「ごめんね。」

と、言いました。ちょっときんちょうしました。でも、それで、なかなかおりができました。とてもうれしかったです。

それから、また、二人はいっしょにあそびました。二年生になった今でも、二人は、なかよしです。どきどきしたけれど、

「ごめんね。」

と言ってよかったです。

この人権作文は、児童・生徒のみなさんに、人権や差別について考えていただき、他人の心の痛みがわかる、差別のない・許さない・見のがさない人になってほしいと願って作成されています。